

市町村全体がチームになり、
3つの支援を一体的に実現する



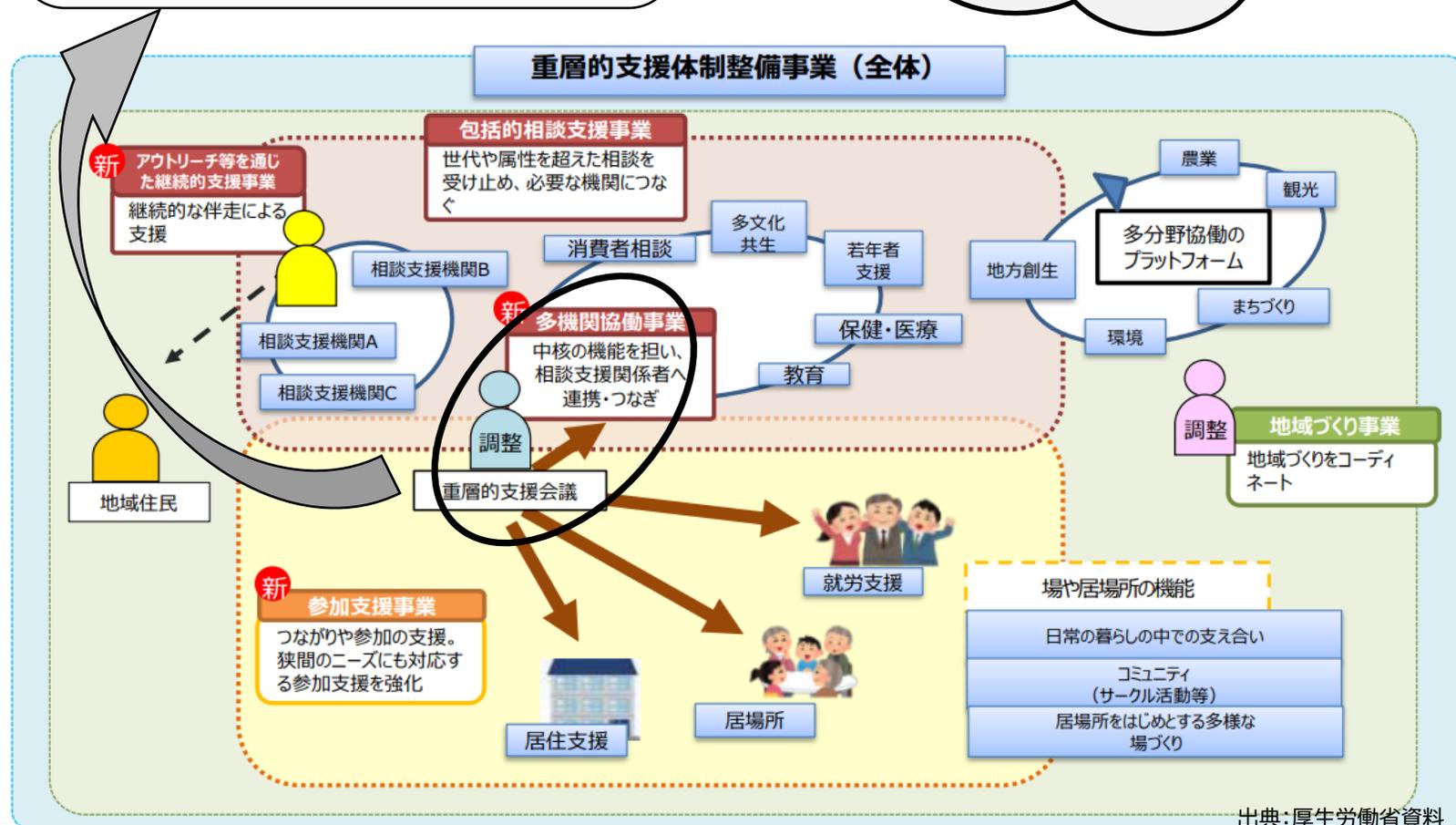
出典：厚生労働省ホームページ

日高市福祉複合課題調整チーム

- | | |
|-----------|---------|
| 生活福祉課 | 障がい福祉課 |
| こども家庭センター | 長寿いきがい課 |
| 保健相談センター | 社会福祉協議会 |

多機関協働機能

- こども家庭センター 長寿いきがい課
生活福祉課 障がい福祉課
保健相談センター 社会福祉協議会



出典：厚生労働省資料

日高市における重層的支援体制整備事業の中核について②

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新	
第6号	支援プランの作成（※）	新	

日高市福祉複合課題調整チーム

生活福祉課長

生活福祉課
（地域福祉担当）

生活福祉課
（生活支援担当）

障がい福祉課
（障がい福祉担当）

こども家庭センター

長寿いきがい課
（高齢者支援担当）

保健相談センター
（保健相談担当）

社会福祉協議会

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。